

利 用 上 の 注 意

本編は、平成 20 年 11 月 1 日現在で実施した「平成 20 年特定サービス産業実態調査」のうち、**機械修理業**(日本標準産業分類小分類項目 871)及び**電気機械器具修理業**(同 872)の調査結果について取りまとめたものである。

I. 調査の概要

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法(昭和 22 年法律第 18 号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第 113 号を作成するための調査)であり、特定サービス産業実態調査規則(昭和 49 年通商産業省令第 67 号)によって実施される。

なお、特定サービス産業実態調査規則、調査票様式及び同記入注意を参考として掲載している。

3. 調査の期日

平成 20 年特定サービス産業実態調査は、平成 20 年 11 月 1 日現在で実施した。

なお、年間売上高等調査事項の調査対象期間は、原則、平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日までの 1 年間である。

4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類(平成 14 年総務省告示第 139 号)に掲げる「大分類 H—情報通信業」、「大分類 K—金融・保険業」、「大分類 O—教育、学習支援業」及び「大分類 Q—サービス業(他に分類されないもの)」に属する小分類のうち、主として経済産業省所管の小分類である。平成 20 年は、次に掲げる 21 業種の小分類について当該業務(事業)を主業として営む事業所を対象に調査を行った。

平成 20 年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

(1) 継続調査業種(11 業種)

調査業種	調査対象の範囲
ソフトウェア業	日本標準産業分類に掲げる小分類 391—ソフトウェア業に属する業務を主業として営む事業所
情報処理・提供サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 392—情報処理・提供サービス業に属する業務を主業として営む事業所
映像情報制作・配給業	日本標準産業分類に掲げる小分類 411—映像情報制作・配給業に属する業務を主業として営む企業
クレジットカード業、割賦金融業	日本標準産業分類に掲げる小分類 643—クレジットカード業、割賦金融業に属する業務を主業として営む企業
デザイン・機械設計業	日本標準産業分類に掲げる小分類 806—デザイン・機械設計業に属する業務を主業として営む事業所
各種物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 881—各種物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所

産業用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 882－産業用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
事務用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 883－事務用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
広 告 代 理 業	日本標準産業分類に掲げる小分類 891－広告代理業に属する業務を主業として営む事業所
その他の広告業	日本標準産業分類に掲げる小分類 899－その他の広告業に属する業務を主業として営む事業所
計 量 証 明 業	日本標準産業分類に掲げる小分類 903－計量証明業に属する業務を主業として営む事業所

(2) 平成 20 年新規調査業種(10 業種)

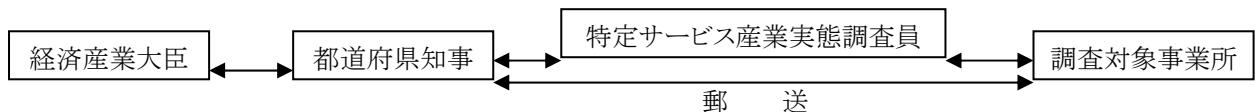
調査業種	調査対象の範囲
インターネット附随サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 401－インターネット附隨サービス業に属する業務を主業として営む事業所
音声情報制作業	日本標準産業分類に掲げる小分類 412－音声情報制作業に属する業務を主業として営む企業
新聞業	日本標準産業分類に掲げる小分類 413－新聞業に属する業務を主業として営む企業
出版業	日本標準産業分類に掲げる小分類 414－出版業に属する業務を主業として営む企業
映像・音声・文字情報に附帯するサービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 415－映像・音声・文字情報に附帯するサービス業に属する業務を主業として営む企業
機械修理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 871－機械修理業(電気機械器具を除く)に属する業務を主業として営む事業所
電気機械器具修理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 872－電気機械修理業に属する業務を主業として営む事業所
自動車賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 884－自動車賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
スポーツ・娯楽用品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 885－スポーツ・娯楽用品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
その他の物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 889－その他の物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所

5. 調査方法

- (1) 都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び取集を行う方法。
- (2) 経済産業大臣が対象事業を有する企業本社へ対象となった傘下事業所の調査票を郵送により配布及び取集を行う
「①経済産業省一括調査」及び経済産業省が調査を委託した特定サービス産業実態調査実施事務局が郵送により配布及び取集を行う「②経済産業省直轄調査」による方法。

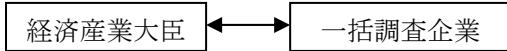
6. 調査経路

- (1) 都道府県経由の調査



(2) 経済産業省調査

① 経済産業省一括調査



② 経済産業省直轄調査



7. 調査票の種類及び調査内容

平成 20 年特定サービス産業実態調査は、21 業種を 16 種類の調査票(①「ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業調査票」、②「映像情報制作・配給業調査票」、③「クレジットカード業、割賦金融業調査票」、④「デザイン業、機械設計業調査票」、⑤「各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業調査票」、⑥「広告業調査票」、⑦「計量証明業調査票」、⑧「インターネット附随サービス業調査票」、⑨「音声情報制作業調査票」、⑩「新聞業調査票」、⑪「出版業調査票」、⑫「映像・音声・文字情報に附帯するサービス業調査票」、⑬「機械修理業、電気機械器具修理業調査票」、⑭「自動車賃貸業調査票」、⑮「スポーツ・娯楽用品賃貸業調査票」、⑯「その他の物品賃貸業調査票」)を用いて、経営組織、従業者数、年間売上高及び営業費用等の調査を行った。

8. 公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約 9か月後に公表、確報を約 12か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

II. 特定サービス産業実態調査の改正について

特定サービス産業実態調査は、昭和 48 年から調査を行っているが、平成 18 年調査から、サービス統計の整備・拡充を図るため、①調査対象名簿を業界団体等から総務省が実施した事業所・企業統計調査名簿へ変更(アクティビティベースから産業格付ベースへ変更)し、②調査業種の経年推移を的確に把握する観点から毎年調査を行うこととし、③調査対象業種の産業分類レベルについて、GDP 関連統計との連携を考慮し、また、調査対象名簿の基本情報である事業所・企業統計調査の産業格付との整合性を勘案して、日本標準産業分類小分類への統一を行った。

《調査内容の主な変更点》

(1) 調査対象事業所名簿の変更

調査対象事業所名簿については、平成 18 年調査から、これまでの業界団体等の名簿情報から事業所・企業統計調査の名簿情報に変更した(アクティビティベースから産業格付けベースに変更。)。

なお、平成 20 年特定サービス産業実態調査は、平成 18 年事業所・企業統計調査の名簿情報を用いて新たに対象事業所(企業)の捕そくを行っている(平成 19 年特定サービス産業実態調査は、平成 16 年事業所・企業統計調査を使用)。このため、平成 19 年調査の対象となっている業種は、調査対象が増えているものがあることから、前年比較値等については留意する必要がある。

(2) 調査周期の変更(同一調査業種の毎年調査化)

調査業種については、平成 17 年まで毎年調査業種(情報サービス業、物品賃貸業)、3 年周期調査業種(ビジネス支援産業、娯楽関連産業、教養・生活関連産業)として実施していたが、変化の激しいサービス産業を的確に把握するため平成 18 年調査実施以降は毎年調査としている。

(3) 調査対象業種の業種分類レベルの統一

調査対象業種の業種分類レベルについては、平成 17 年までは日本標準産業分類の中分類、小分類、細分類及び業務種類(アクティビティ)レベルで選定してきたが、調査結果の他の統計調査結果との利活用などを容易にするため、日本標準産業分類小分類(3 枝分類)に統一した。

III. 「機械修理業」及び「電気機械器具修理業」について

1. 調査対象の範囲

(1) 「機械修理業(電気機械器具を除く)」の調査対象は、顧客の要請に応じて、①一般機械の修理、②建設機械及び鉱山機械の整備修理の業務を営む事業所である。

(2) 「電気機械器具修理業」の調査対象は、顧客の要請に応じて、電気機械器具の修理業務を営む事業所である。ただし、次のような業務を行う事業所は調査の対象としていない。

- ①修理する商品と同種の商品を製造する事業所(製造業)
- ②修理する商品と同種の商品を販売する事業所(卸売・小売業)
- ③自動車整備業
- ④衣服修理業
- ⑤船舶修理業、鉄道車両改造修理業(鉄道業の自家用を除く)、鉄道業の鉄道車両修理工場、航空機オーバーホール業
- ⑥時計(電気時計を含む)の修理を行う事業所

2. 統計表の事項の説明

(1) 事業所数は、調査結果(平成 20 年 11 月 1 日現在)の集計事業所数(有効回答事業所数)である。

事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社や支社・支店、営業所などを持たない事業所。「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社・支店、営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社・本店の事業所。「**支社**」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている支社・支店、営業所などの事業所。

なお、該当事業所数とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、集計事業所数の内数である。したがって、ある調査事項によっては、複数の項目に記載している事業所が存在しているため事業所数を「該当事業所数」で表記している。

(2) 経営組織別は、法律の規定により法人格を認められて事業を経営するもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のものは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)。

(3) 資本金額(又は出資金額)は、平成 20 年 11 月 1 日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。

(4) 事業所の系統の区分は、以下のとおり。

- ①「**設備メーカーの系列企業**」は、機械設備、電機設備、計装設備等の製造・販売を行う企業の系列企業が該当する。
- ②「**設備ユーザーの系列企業**」は、機械設備、電機設備、計装設備等を利用し、生産活動を行う企業の系列企業が該当する。
- ③「**その他(独立系)企業**」は、設備メーカー、設備ユーザーとは関連のない企業が該当する。

(5) 従業者数は、平成 20 年 11 月 1 日現在の数値。

①従業者数とは、事業所に所属している者で、当該業務(機械修理業務若しくは電気機械器具修理業務をいう。)以外の業務の従業者及び、他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣している者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者(送出者)を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者**」

ア 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、個人業主(個人経営の事業主)とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所に従事している者。無給の家族従業者とは、個人業主の

家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している者。

- b 「**有給役員**」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で、報酬や給与を受けている者。
- c 「**常用雇用者**」とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成 20 年 9 月と 10 月にそれぞれ 18 日以上雇用されている者」で、「一般に正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。
 - ・「**一般に正社員、正職員と呼ばれている人**」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。
 - ・「**パート・アルバイトなど**」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者。
 - ・「**就業時間換算雇用者数**」とは、「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1 週間分)を所定労働時間(1 週間分)で除して算出した人数。
- d 「**臨時雇用者**」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1 か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。

イ 「**総計のうち、別経営の事業所に派遣している人**」とは、事業所全体の従業者(前頁ア)のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者。

②「**総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人**」とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)。

(6) **事業従事者数**は、平成 20 年 11 月 1 日現在の数値。

従業従事者数とは、事業所の従業者(前頁ア)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

①**主たる業務の部門別事業従事者数**は、主たる業務(本編では、機械修理業務若しくは電気機械器具修理業務のうち、年間売上高が多い業務をいう。)に従事する下記の部門別の事業従事者数をいう。

ア 「**管理・営業部門**」とは、一般に、総務、企画、人事、経理、予算、営業などの業務及び、主たる業務の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達などの業務に従事する者。

イ 「**機械部門**」とは、技術部門のうち、機械設備関連の業務に従事する者。

ウ 「**計装部門**」とは、技術部門のうち、計装設備関連の業務に従事する者。

エ 「**情報処理部門**」とは、技術部門のうち、情報処理関連の業務に従事する者。

オ 「**検査部門**」とは、技術部門のうち、修理後の製品確認等、検査関連の業務に従事する者。

カ 「**その他部門**」とは、技術部門のうち、前記以外の業務に従事する者。

キ 「**その他**」とは、前記以外の業務に従事する者。

②「**うち、別経営の事業所から派遣されている人**」は、上記部門別事業従事者数のうち、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして働いている者。

(7) **年間売上高**は、平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日までの 1 年間又は調査日に最も近い決算日前の 1 年間に得た事業所全体の売上高及び業務別(「機械修理業務」、「電気機械器具修理業務」及び「その他業務」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高(事業収入額)に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

なお、当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供については、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を売上高としている。

(8) **業務種類別**の区分は、以下のとおり。

〈機械修理業務〉

- ①「一般機械器具(建設・鉱山機械器具を除く)」とは、建設・鉱山機械器具を除く一般機械器具の修理業務をいう。具体的には、ボイラ、原動機、農業用機械(農業用トラクタ、耕耘機など)、金属加工機械(切削加工機械、プレス・鍛造機械など)、繊維機械(紡績機械、染色整理仕上機械、縫製機械など)、特殊産業用機械(食品機械、木材加工機械、製紙機械、印刷・製本機械、鋳造機械、プラスチック加工機械、半導体製造装置、真空装置など)、一般産業用機械(ポンプ、空気圧縮機・送風機、エレベータ・エスカレータ、荷役運搬設備、工業窯炉、化学機械など)、事務用・サービス用・民生機械器具(事務用機器、冷凍機・温湿調整装置、娯楽機械、自動販売機など)、その他(消火装置、包装・荷造機械、産業用ロボットなど)等の修理業務をいう。
- ②「輸送用機械器具(自動車・同附属品を除く)」とは、航空機整備、産業用運搬車両(フォークリフトなど)修理等の自動車を除く輸送用機械器具の修理業務をいう。
- ③「精密機械器具(時計を除く)」とは、計量器・測定器・分析機器・試験機、測量機械器具、医療用機械器具、理化学機械器具(電子顕微鏡など)、光学機械器具(写真機、映画用機械、望遠鏡など)等の時計を除く精密機械器具の修理業務をいう。
- ④「建設・鉱山機械器具」とは、ロードローラ、コンクリートミキサ、破碎機、選別機、建設用クレーン、建設用ショベルトラック等の建設・鉱山機械器具の修理業務をいう。
- ⑤「その他」とは、電気機械器具を除く上記以外の機械器具修理業務をいう。

〈電気機械器具修理業務〉

- ①「電気機械器具」とは、電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具(電子計算機と通信機械器具を除く)の修理業務をいう。具体的には、発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具(発電機、電動機、変圧器類、開閉装置、配電盤、電力制御装置、配線器具、電気溶接機械、内燃機関電装品など)、民生用電気機械器具(ちゅう房機器、空調・住宅関連機器、電気洗濯機、衣類乾燥機、電気掃除機など)、電球・電気照明器具、電子応用装置(X線装置、ビデオ機器、医療用電子応用装置、電子顕微鏡など)、電気計測器、工業計器、医療用計測器等の修理業務をいう。
- ②「情報通信機械器具」とは、通信機械器具及び関連機器、電子計算機及び附属装置の修理業務をいう。
- ③「その他」とは、上記以外の電気機械器具修理業務をいう。

(9) 発注元別の区分は、以下のとおり。

- ①「親会社」とは、自社の親会社(議決権の50%超を所有している会社)からの発注。
- ②「親会社以外」とは、自社の親会社以外の法人からの発注。
- ③「個人」とは、法人ではなく個人からの発注。

(10) 業務種類別の区分は、以下のとおり。

- ①「日常保全」とは、日常保守点検、1日～2日の計画修理等。
- ②「定期修理」とは、シャットダウンメンテナンス、設備を一定期間停止して行うメンテナンス。
- ③「保守契約」とは、年間一括保守等。
- ④「スポット」とは、突発故障や事故の対応等。
- ⑤「その他」とは、前記以外の修理業務。

(11) 契約種類別の区分は、以下のとおり。

- ①「請負方式」とは、積算を根拠に契約金額を決定するものをいう。(見積もり方式)
- ②「人工方式(マンアワー)」とは、施工人工×単価で契約金額を決定するものをいう。
- ③「設備単価方式」とは、人数・人工にかかわらず対象設備ごとに契約金額を決定するものをいう。
- ④「その他」とは、前記以外の方法で契約金額を決定するものをいう。

(12) **年間営業費用**は、平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日までの 1 年間又は調査日に最も近い決算日前の 1 年間の事業所全体の「給与支給総額」、「外注費」、「減価償却費」、賃借料（「土地・建物」、「機械・装置」）及び「その他の営業費用」の計（消費税額を含む）。

①「**給与支給総額**」は、1 年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時に支払われたもの）及び退職金の総額（税込み）。営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該事業所で主として「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている者）」の給与も含む。

②「**外注費**」は、業務の一部又は全部を委託若しくは下請けなどの形式で外注した場合の費用で、この外注費には本社・支社・営業所間の同一企業内取引も含む。

③「**減価償却費**」は、取得価額が 10 万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費の額。

④「**賃借料**」は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の 1 年間の賃借料の額。

ア 「**土地・建物**」は、土地・建物を借りて業務を営んでいる場合の、この 1 年間の賃借料。管理費などの共益費、月極駐車料金も含む。

イ 「**機械・装置**」は、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」などの 1 年間の賃借料の額であり、「情報通信機器」と「その他」に分かれる。

・「情報通信機器」は、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコンなどの賃借料の額。

・「その他」は、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置の賃借料の額。

⑤「**その他の営業費用**」は、上記①～④以外の営業費用で以下のものである。

荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

(13) **年間営業用固定資産取得額**は、事業所において平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日までの 1 年間又は調査日に最も近い決算日前の 1 年間に取得した有形固定資産（「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」）及び無形固定資産の額（消費税額を含む）。

①「**機械・設備・装置**」は、耐用年数 1 年以上で取得価額が 10 万円以上の中古機械・設備・装置の購入費用。

②「**土地**」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

③「**建物・その他の有形固定資産**」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産などの購入費用。

④「**無形固定資産**」は、借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など物的な存在形態を持たない固定資産（法律的権利又は経済的権利）の購入に要した費用。

3. 回収状況

回収率は以下のとおり。

調査業種	調査対象 事業所数	調査票 回収数	回収率	集計事業所数
機械修理業	11,239	5,560	49.5%	5,386
電気機械器具修理業	5,949	3,241	54.5%	3,184

注1:調査対象事業所数、調査票回収数及び集計事業所数には、廃業、転業及び休業事業所を含まない。

注2:回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。

注3:調査票回収数と集計事業所数(有効回答事業所数)の差は無効回答事業所数である。

4. 記号及び注記

(1) この調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は以下のとおりである。

①「-」は該当数値なし、「…」は不詳(調査していないもの)、「0」は単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。

②「x」は、1又は2である事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値であっても1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「x」で表した。

(2) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

IV. その他の注意事項

1. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「**経済産業省経済産業政策局調査統計部平成20年特定サービス産業実態調査報告書 機械修理業、電気機械器具修理業編**」による旨を明記してください。

2. この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省経済産業政策局調査統計部サービス統計室

電話 03(3501)1511(内線 2898)、03(3501)3892(ダイヤルイン)

統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。